

## 春日井市視覚障害者歩行訓練事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、視覚障害者に対し、歩行訓練士を派遣し、白杖による歩行訓練等の生活訓練を行うことにより、視覚障害者の自立及び社会参加の機会の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「視覚障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第4条に規定する身体障害者のうち、別表第1項に規定する者をいう。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、春日井市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を市長が適当と認める事業者（以下「受託事業者」という。）に委託することができる。

### (事業内容)

第4条 この事業は、次条に規定する者の自宅周辺を主とした区域内に歩行訓練士を派遣するものとする。

2 歩行訓練士の派遣は、派遣の対象となる者（以下「派遣対象者」という。）が自宅周辺に外出できるようになるための歩行訓練を行う場合に限るものとする。

3 当該事業の利用については、派遣対象者1人につき、年間12回（1回2時間程度）を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

### (派遣対象者)

第5条 派遣対象者は、市内に居住する視覚障害者で、自立及び社会参加への意欲を持ち、訓練の効果が見込まれるものとする。

### (派遣申請)

第6条 歩行訓練士の派遣を希望する者は、春日井市視覚障害者歩行訓練事業申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（派遣の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、春日井市視覚障害者歩行訓練事業決定通知書（第2号様式）又は春日井市視覚障害者歩行訓練事業却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第8条 歩行訓練士の派遣に伴う利用料は、無料とする。ただし、訓練中に生じる公共交通機関の運賃及び施設利用料等の経費は、派遣対象者が負担するものとする。

（派遣の取消し）

第9条 市長は、派遣対象者が偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたときは、派遣の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、春日井市視覚障害者歩行訓練事業取消通知書（第4号様式）により、派遣対象者に通知するものとする。

（報告）

第10条 受託事業者は、事業を実施したときは速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、事業の適正な運営を図るため、受託事業者に対し必要に応じて実施状況の報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

春日井市視覚障害者歩行訓練事業申請書

（宛先）春日井市長

春日井市視覚障害者歩行訓練事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

		申請日	年 月 日	
申請者	住所	〒		
		電話（ ） ー		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	身体障害者手帳	第 号 種 級		
申請理由				
訓練の内容	※訓練の経路等について具体的に記入してください。			

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市視覚障害者歩行訓練事業決定通知書

年 月 日付けで申請のありました春日井市視覚障害者歩行訓練事業の利用につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

1 利用者氏名

2 派遣開始日

年 月 日（ ）

3 派遣訓練士

4 派遣場所

5 派遣内容

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市視覚障害者歩行訓練事業却下通知書

年 月 日付けで申請のありました春日井市視覚障害者歩行訓練事業の利用につきましては、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 利用者氏名

2 申請の内容

3 却下理由

第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市視覚障害者歩行訓練事業取消通知書

春日井市視覚障害者歩行訓練事業実施要綱第9条の規定により、視覚障害者歩行訓練事業の利用決定を次のとおり取り消しましたので、通知します。

- 1 利用者氏名
- 2 取消し決定年月日
- 3 取消しの理由